

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和2年11月

石川県人事委員会

人 委 第 3 3 7 号
令 和 2 年 1 1 月 6 日

石川県議会議長 稲 村 建 男 様
石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県人事委員会
委 員 長 西 徹 夫

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告のとおり、所要の措置をとられ、実施されるよう要請します。